

判決年月日	平成 2 7 年 6 月 3 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 6 年（行ケ）第 1 0 2 3 6 号		
○発明の名称を「車両用指針装置」とする特許第 3 4 7 7 9 9 5 号の無効審判請求不成立審決の取消判決後になされた二次審決について，訂正の許否の判断及び進歩性を否定した判断に誤りがあるとして審決を取り消した事案。			

（関連特許）実願平 3－8 1 9 3 5 号（引用発明），特開平 4－2 6 6 5 3 6 号公報，特開平 6－2 0 1 4 1 0 号公報（周知技術 2）

（関連条文）特許法 1 3 4 条の 2 第 9 項，1 2 6 条 5 項，2 9 条 2 項

判決要旨

1 事案の概要

本件は，発明の名称を「車両用指針装置」とする発明（特許第 3 4 7 7 9 9 5 号）について被告からなされた無効審判請求（無効 2 0 1 2－8 0 0 1 4 3 号）における不成立審決を取り消した判決（平成 2 5 年（行ケ）第 1 0 1 5 4 号）後の審判手続において，特許権者である原告が請求項 1～3 に係る特許請求の範囲の訂正請求（本件訂正）をしたところ，審決は，請求項 1 に係る訂正は，新規事項の追加に当たるとしてこれを認めず，訂正後の請求項 2 及び 3 についての進歩性を否定する無効審決をしたことから，原告が，上記審決の取消訴訟を提起した事案である。

争点は，訂正に関しての新規事項の追加の有無及び進歩性の有無である。

2 判断

本判決は，概要，以下のとおり判示し，本件審決を取り消した。

(1) 訂正の許否について

審決は，訂正発明 1 について，目盛り板照射手段の輝度を初期輝度に戻すように制御するタイミングは，車両のキースイッチがオンされるタイミングとの関係で規定され，指針照射手段の輝度を初期輝度に戻すタイミングとの関係では規定されていないが，本件明細書にはそのような構成は記載も示唆もないとして，新規事項の追加に当たると判断した。

本判決は，本件明細書の発明の詳細な説明の本文中には，発光輝度が低下している状態でイグニッションスイッチ I G がオンされた場合について，目盛り板照射手段の光源 5 0 を発光させるタイミングを，指針照射手段の発光素子 3 1 の発光のタイミングと比較して遅延させることのみが記載されているが，指針照射手段を構成に含まない訂正前発明 1 において，イグニッションスイッチのオンではなく，発光素子 3 1 の挙動に光源 5 0 の挙動タイミングを合わせるべき技術的意義を示す記載はない。そして，図 6 の記載に触れた当業者は，図 5 において目盛り板照射手段の発光輝度が徐々に低下するタイミングをイグニッションスイッチのオフにかからせたのと同様に，目盛り板照射手段のみを対象とした訂正前発明 1 の構成において，同照射手段の発光輝度が徐々に低下している状態でイグニッションスイッチ I G がオンされた場合，これを契機として，光源 5 0 の発光輝度が零となり，そこから T 2 時間経過した後に，その輝度が初期輝度 A に戻ることを読み取るものと認められる。したがって，請求項 1 に係る訂正は，本件明細書に記載した事項の範囲内でしたものと認められる。

(2) 訂正発明 1～3 の進歩性

審決の認定した「周知技術 2」が周知の技術であると認めることはできない。目盛り板照射装置及び指針照明装置の各発光輝度がキースイッチのオフによって徐々に低下してい

る状態でキースイッチがオンされた場合に、引用発明に周知技術１及び周知技術２を適用することによって、訂正発明２が容易に想到できることとした審決の判断には誤りがある。

仮に、審決の認定した「周知技術２」の事項が周知であるとしても、引用発明に周知技術１を適用した場合に想定される「照射手段の輝度が徐々に低下している状態」と、周知技術２の前提となる「指針及び目盛り板がともに発光していない状態」は、その態様が相違するものであるから、上記周知技術２を適用することは、当業者が容易に想到するものではない。

各照明装置のタイミングをずらす演出について、スイッチがオンされれば、各照明装置の点灯のタイミングないし増光の程度を、スイッチがオフされた場合には、各照明装置の消灯のタイミングないし減光の程度を、それぞれ制御することが想到可能な演出と考えられるとしても、これとは異なり、スイッチがオンされたにもかかわらず、そのオンのタイミングで発光輝度を零にして消灯するという構成が容易想到とはいえず、また、本件における全証拠においても、キースイッチのオンされるタイミングで目盛り板照射手段の輝度を零にして消灯する構成は記載されていない。

したがって、訂正発明２は容易に想到し得たものではなく、同様に訂正発明１及び３も容易に想到し得たものではない。